平成 21 年 5 月 15 日

各　位

会　社　名　　佐世保重工業株式会社
代 表 者 名　　代表取締役社長　森島　英一
コード番号　　7007
　　東京、大阪　各第 1 部、福岡
問 合 せ 先　　総務部長　才高　一貢
　　(TEL 03－6861－7312)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 87 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1　変更の理由

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号。以下、「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、同日株券が電子化されたこと等に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

（1）　現行定款第 8 条（単元株式数及び単元未満株券の不発行）、第 9 条（単元未満株主の権利）、第 10 条（株主名簿管理人）について、株券の存在を前提とした規定の削除等の所要の変更を行うものであります。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため、附則を設けるものであります。

なお、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、同法の施行日に現行定款第 7 条（株券の発行）はみなし定款変更により廃止されております。

（2）　現行定款第 11 条（株式取扱規則）について、取締役会で定める株式取扱規則で手数料を廃止しているため、手数料についての規定の削除を行うものであります。

（3）　当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが、当社にとって必要不可欠であると考えております。

新株予約権無償割当てに関する事項は、会社法により取締役会決議のみをもって決定することが可能であります（会社法第 278 条第３項本文）が、買収防衛策の一環としての新株予約権無償割当てについては、取締役会のみをもって行うのではなく、株主の皆様の意思に基づいて決定するため、①株主総会の決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定するか、または②株主総会の決議によ

り一定の条件を定めたうえで、当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することについて、取締役会に委任していただくことが望ましいと考えております。

そこで、会社法第 278 条第３項但書に基づき、新株予約権無償割当てに関する事項の決定について上記①及び②の方法によることを可能とし、また買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合に、新株予約権の内容として定めることができる事項について、株主の皆様に明確となるよう、変更案第 15 条（当社株式の大規模買付行為に関する対応策）を新設するものであります。

（４）　上記各変更に伴う条数及び項数の変更を行うものであります。

２　変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３　日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 24 日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 24 日（水曜日）

以　上

（別紙）

定款一部変更の内容

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第１条 ～　（省略） 第６条	第１条 ～　（現行どおり） 第６条
（株券の発行） 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。	（削除）
（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第８条　①　当会社の単元株式数は、1,000 株とする。 ②　当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、1,000 株とする。 （削除）
（単元未満株主の権利） 第９条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1.　会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 2.　会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 3.　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	（単元未満株主の権利） 第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1.　会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 2.　会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 3.　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
（株主名簿管理人） 第10条　①　当会社は株式につき株主名簿管理人を置く。 ②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③　当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、	（株主名簿管理人） 第９条　①　当会社は株式につき株主名簿管理人を置く。 ②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名

現行定款	変更案
新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。	簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。
（株式取扱規則） 第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第10条　当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。
第12条 ～　（省略） 第15条	第11条 ～　（条数の変更） 第14条
（新設）	（当社株式の大規模買付行為に関する対応策） 第 15 条　①　当会社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議による場合のほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。 ②　当会社は、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策の一環として、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。 (1)　当該対応策に定める一定の者（以下、「非適格者」という。）が新株予約権を行使することができないこと。 (2)　当会社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引換えに当会社の株式を交付することができること。 ③　前項における当会社株式の大規模買付行為に関する対応策とは、当会社が資金調達又は業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに、新株又は新株予約権の発行を行うことにより当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策としての新株又は新株予約権の発行

現行定款	変更案
	決議を行うなど当会社株式の大規模買付行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。
第 16 条 ～　（省略） 第 42 条	第 16 条 ～　（現行どおり） 第 42 条
	附　則
（新設）	第１条　当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（新設）	第２条　前条及び本条は、平成 22 年１月５日まで有効とし、平成 22 年１月６日をもって前条及び本条を削るものとする。

以　上